

調達規程

(平成 18 年 3 月 8 日 規程第 22 号)
平成 19 年 7 月 11 日規程第 16 号 (ア)
改正 平成 21 年 9 月 3 日規程第 17 号 (イ)
改正 2020 年 3 月 19 日規程第 1144 号 (ウ)
改正 2026 年 3 月 27 日財調管第 2006 号 (エ)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）の調達に関する基本的事項を定め、もって会社の権利義務関係、関係者の業務、権限及び責任を明確にするとともに、調達事務の標準化と円滑化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 会社が締結する工事、委託、物件、調査等の契約の事務については、この規程の定めるところによる。(エ)

(用語の定義)

第 3 条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「契約」とは、契約の締結、履行、解除その他契約に関する一切の事項をいう。
- (2) 「工事」とは、物件の建造、製作、改造、修理等の工事をいう。
- (3) 「委託」とは、施設保全管理業務など業務内容、範囲等を定めて依頼することをいう。なお、委任及び準委任のうち、特定役務に該当しないものを除く。(エ)
- (4) 「物件」とは、現金及び有価証券以外の動産並びに不動産をいう。
- (5) 「調査」とは、事柄を指定して実態、動向等を明確にするために調べることをいう。

(契約責任者)

第 4 条 契約の締結は、社長名義とし、取締役、執行役員、部門長、部室長（以下「契約責任者」という。）は、その所掌するところに従い、社長を代理して契約に関する事務を担当するものとする。(エ)

第 2 章 契約手続

(契約の方法)

第 5 条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、競争契約によるものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、随意契約によることができる。(エ)

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適さない場合
- (2) 緊急の必要により競争に付することができない場合
- (3) 競争に付することが不利と認められる場合
- (4) 空港建設に伴う地元対策上の必要がある場合
- (5) 連結子会社に調達事務要領で定める業務を発注する場合
- (6) 契約に係る金額が少額である場合
- (7) その他業務運営上特に必要がある場合

2 契約責任者は、随意契約による場合は、契約を希望する者から契約の申込みに係る見積書を徴取するものとする。ただし、契約責任者が特に認める場合はこの限りでない。(エ)

(競争参加者資格)

第6条 契約責任者は、工事、委託、物件、調査等の契約の種類ごとに、競争に参加する者の資格を定めることができる。(エ)

(競争参加者の条件)

第7条 契約責任者は、必要があると認めるときは、契約ごとに、競争に参加する者の条件を定めることができる。(エ)

(契約制限価格)

第8条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、契約制限価格を設定するものとする。ただし、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上、契約制限価格の設定を要しないと認められるものについては、これを省略することができる。(エ)

2 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、別に定める場合は、前項の契約制限価格に代えて契約参考価格を設定することができる。この場合において、次条に「契約制限価格」とあるのは「契約参考価格」と読み替えるものとする。(エ)

(契約の相手方の決定)

第9条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、当該契約の内容、性質、目的等を勘案し、契約制限価格の範囲内で、別に定める方法により、契約の相手方を決定するものとする。(エ)

2 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、前条第2項の規定により契約参考価格を設定し、その価格を超えるときは、別に定める方法により、契約の相手方を決定することができる。(エ)

(契約の締結)

第10条 契約責任者は、契約を締結するときは、当該契約に必要な事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方と取り交わすものとする。ただし、契

約の内容が軽易なものについては契約書の作成を省略し、又はこれに代わる書類をもって処理することができる。(エ)

(契約の保証)

第11条 契約責任者は、工事及び設計に係る請負契約を締結するときは、契約の相手方に対し、契約金額に応じて別に定めるところにより契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約責任者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。(エ)

第3章 契約の履行

(延期及び履行遅滞)

第12条 契約責任者は、当事者双方の責めに帰することができない事由又は会社の責めに帰すべき事由によって、契約の相手方が約定期限までに債務を履行することができない場合は、相当の期間、その期限を延長することができる。

2 契約責任者は、契約の相手方がその者の責めに帰すべき事由によって約定期限までに債務を履行することができない場合は、会社の事業に著しい支障をきたさないと認めるときに限り、契約を解除しないで、相当の期間、履行遅滞として取り扱うことができる。(エ)

(延滞金)

第13条 契約責任者は、前条第2項の規定により履行遅滞の取扱いをした場合は、その履行遅滞に係る給付の額及び遅滞日数に応じ、別に定める割合で計算した金額を延滞金として契約の相手方から徴するものとする。ただし、契約の相手方の金銭の給付が会社の債務履行の前提条件となるものについては、延滞金は徴しないものとする。

(損害の負担)

第14条 契約の成立後、当該契約の履行に関して生じた損害（第三者への損害を含む。）については、会社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約の相手方の負担とする。(エ)

2 契約責任者は、天災その他の不可抗力によって生じた損害については、前項の規定にかかわらず、特段の約定をすることができる。

(危険負担)

第15条 契約成立後であって履行完了前に当事者双方の責めに帰することができない事由により、目的物が滅失し、又はき損したため、契約の相手方がその債務の全部又は一部を履行することが不能となったときは、当該目的物の滅失又はき損は契約の相手方負担とする。ただし、その原因が会社の提供すべき履行の不備によるもの若しくは会社の故意又は重大な過失による

場合は、この限りでない。

(履行の確保)

第16条 契約責任者は、契約の適正な履行を確保するため、必要な管理・監督を行わなければならない。ただし、契約の性質上、又は内容が監督を要しないと認められるものについては、この限りでない。(エ)

2 契約責任者は、契約の相手方から債務履行の届出があったときは、速やかに検査を完了するものとする。

(対価の支払)

第17条 契約責任者は、契約の相手方が債務の履行完了後、請求書を提出してきたときは、別に定めるところにより、その対価を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第18条 契約責任者は、目的物の受渡し後に契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることを発見し、又はその契約不適合によって損害を受けた場合は、別に定める方法によるときを除き、契約の相手方に対し相当の期間を定めてその履行の追完若しくは損害賠償を請求し、又は履行の追完とともに損害賠償を請求するものとする。(エ)

(契約の解除)

第19条 契約責任者は、次の各号の一に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 契約の相手方が、正当な事由によらないで債務の全部又は一部を履行しない場合又は、約定期限までに債務の履行を完了する見込みがない場合
- (2) 契約の相手方が、その者の責めに帰すべき事由により約定期限までに債務を履行することができないことが明らかであり、かつ、第12条の規定による履行遅滞としての取り扱いができない場合
- (3) 契約の相手方が、契約上の義務に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められる場合
- (4) 契約の相手方が、会社の責に帰すべき事由等正当な事由により契約の解除を申し出た場合
- (5) 契約の相手方が、後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき(法人にあっては、その代表者がこれらの審判を受けたとき。)、又は失踪し、若しくは死亡した場合
- (6) 契約の相手方が、破産、再生手続き、更生手続き若しくは整理開始の申立てをし、若しくは、申立てを受けた場合又はその資産状態が著しく低下したと認められる場合
- (7) 契約の相手方が、談合等の不正行為によって受注した事実が明らか

- になった場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、契約責任者が特に必要があると認めた場合

第4章 雑則

(契約台帳)

第20条 契約責任者は、契約台帳を備え、契約の都度、契約の目的により必要と認める事項を明確に整理しておかなければならない。

(書類の保存期間)

第21条 契約責任者は、契約に関する書類を少なくとも次の各号に掲げる期間保存するものとする。

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 重要な契約書 | 永久 |
| (2) その他の契約書 | 10年 |
| (3) 請書 | 10年 |
| (4) 契約台帳 | 10年(エ) |
| (5) その他契約に関する重要な書類 | 7年 |

2 前項の期間は、契約の履行が完了した年の翌期首から起算するものとする。(エ)

(細則)

第22条 会社における調達事務の適正かつ効率的な実施を図るため、必要な細則を別に定める。(エ)

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。(ア)

附 則

この規程は、平成21年9月4日から施行する。(イ)

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。(ウ)

附 則 (2026年3月27日 財調管第2006号)

この規程は、2026年4月1日から施行する。ただし、2026年3月31日以前に予算執行を起案した契約については、なお従前の例による。(エ)